山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム（資格事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格事務を行うため	
記録項目	１.カナ氏名、2.氏名、3.住所、4.国保記号番号、5.枝番、6.住民コード、7.世帯コード、8.住民区分、9.性別、10.年齢、11.生年月日、12.資格区分、13.国保続柄、14.取得事由、15.喪失事由、16.変更事由、17.異動日、18.届出日、19.保険証種類、20.課税情報、21.滞納情報、22. 資格確認書等発行情報	
記録範囲	山武市に住民登録を有したことがある者 市外等の施設に入所し山武市の国民健康保険資格を有する（した）人	
記録情報の収集方法	世帯主、本人、基幹系業務システム（住民情報、課税情報、収納情報、滞納情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	収税課、他市町村（国保情報集約システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課のため利用する。	
記録項目	1.氏名　2.性別　3.生年月日　4.住所　5.世帯構成　6.国保加入状況　7.所得情報　8.課税額　9.納税額　10.介護保険料特別徴収額　11.傷病歴　12.口座情報　13.送付先情報　14.管理人情報	
記録範囲	国民健康保険被保険者及びその世帯主	
記録情報の収集方法	本人、代理人、国民健康保険システム、住民基本台帳システム、他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム（給付事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険給付事務（限度額適用認定証・特定疾病療養受療証の交付）を行うため	
記録項目	1.カナ氏名、2.氏名、3.住所、4.国保記号番号、5. 世帯コード、6. 生年月日、7. 住民コード、8. 枝番、9. 住民区分、10. 性別、11. 年齢、12. 国保続柄、13. 資格区分、14. 異動日、15. 届出日、16.異動事由、17.交付日、18.発行期日、19.適用日、20.判定区分、21.決定区分、22.課税区分、23.滞納情報、24.発行履歴	
記録範囲	山武市に住民登録を有したことがある者 市外等の施設に入所し山武市の国民健康保険資格を有する（した）人	
記録情報の収集方法	世帯主、本人、基幹系業務システム（住民情報、課税情報、収納情報、滞納情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市町村（国保情報集約システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	国保総合システム（給付事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険給付事務（国民健康保険診療報酬のデータ化及び管理・療養費等支給・後発医薬品差額通知・医療費通知）を行うため	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.診療月、5.医療機関名、6.保険者番号・記号、7.被保険者番号、8.医療種別、9.給付割合、10.診療点数、11.療養費支給情報、12.後発医薬品差額通知書作成情報、13.医療費通知作成情報	
記録範囲	山武市国民健康保険の資格を有する（した）者	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会より情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	高額療養費支給システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険高額療養費の支給事務を行うため	
記録項目	1.被保険者番号、2.世帯主カナ、3.世帯主氏名、4.住所、5.口座情報、6.滞納情報、7.診療年月、8.発生年月、9.申請通知日、10.受付日、11,振込日、12.時効通知日、13.発生状況、14.受診者氏名、15.生年月日、16.医療機関名、17.療養期間、18.決定点数、19.自己負担限度額、20.支給予定額、21.課税状況	
記録範囲	山武市国民健康保険の資格を有する（した）者	
記録情報の収集方法	世帯主又は代理人、基幹系業務システム（住民情報、課税情報、滞納情報）、千葉県国民健康保険団体連合会より情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査等に関する事務を効果的・効率的に実施するため	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.郵便番号、5.住所、6.資格・除外情報、7.被保険者証記号番号、8.宛名番号、9.健診実施年月日、10.健診機関名、11.健診項目、12.保健指導データ、13.受診券整理番号、14.利用券整理番号	
記録範囲	山武市国民健康保険の資格を有する（した）人（40 歳以上 74 歳の者）	
記録情報の収集方法	本人、健診機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会、厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	健康支援システム（特定健診事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査等に関する事務を効果的・効率的に実施するため	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.郵便番号、5.住所、6.続柄、7.住民区分、8.国保種類、9.電話番号、10.地区情報、11.特定健康診査情報、12.特定保健指導情報、13.宛名番号、14.受診券整理番号、15.利用券整理番号、16.プロフィール	
記録範囲	山武市国民健康保険の資格を有する（した）人（30 歳以上 74 歳の者）	
記録情報の収集方法	本人、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託事業者、国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	国保データベースシステム（特定健診事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査等に関する事務を効果的・効率的に実施するため	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.郵便番号、5.住所、6.資格・除外情報、7.被保険者証記号番号、8.宛名番号、9.健診実施年月日、10.健診機関名、11.健診項目、12.保健指導データ、13.受診券整理番号、14.利用券整理番号、15.医療情報	
記録範囲	山武市国民健康保険の資格を有する（した）人（40 歳以上 74 歳の者）	
記録情報の収集方法	本人、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者システム（後期高齢者医療保険料事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	1.住民記録情報（コード、氏名、生年月日、性別、住所等） 2.住民税課税情報（収入（年金・給与）、賦課や負担区分に必要な各所得） 3.保険料の賦課、徴収情報	
記録範囲	山武市に住民票がある者 県外の施設に入所し山武市で被保険者資格を有する者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（資格・給付事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	１.住民記録情報（コード、氏名、生年月日、性別、続柄、住所等） ２.住民税課税情報（収入、負担区分に必要な各所得） ３．被保険者情報（被保険者番号）	
記録範囲	山武市に住民票がある者 県外の施設に入所し山武市で被保険者資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	健康支援システム（後期高齢者健診事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の健康診査に関する事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（被保険者番号、受診券番号、カナ氏名、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、電話番号）、2 健診受診日、3 健診結果、4 健診項目、5 健診機関、6 受診券発送情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、親族、健診機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム（後期高齢者健診事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の健康診査に関する事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（被保険者番号、受診券番号、カナ氏名、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、電話番号）、2 健診受診日、3 健診結果、4 健診項目、5 健診機関、6 受診券発送情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、親族、健診機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（歯科健診事務）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の健康診査に関する事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（被保険者番号、受診券番号、カナ氏名、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、電話番号）、2 健診受診日、3 健診結果、4 健診項目、5 健診機関、6 受診券発送情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	本人、親族、健診機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】国保年金課・高齢者医療年金係

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため	
記録項目	１.住民記録情報（氏名、生年月日、性別、住所等、国籍） ２.住民税課税情報（収入、所得） ３.国民年金１号被保険者（基礎年金番号）	
記録範囲	国民年金加入者、国民年金加入者世帯	
記録情報の収集方法	本人、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和７年４月１日